

公布された規則のあらまし

○佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第 13 号）

佐賀県核燃料税条例（令和 5 年佐賀県条例第 32 号）の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とすることとした。

○佐賀県核燃料税条例施行規則（規則第 14 号）

- 1 核燃料税に関し、申告書、納付書、通知書等の様式等必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。